

第 2 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削る。

第 2 条政策企画部の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 定住促進対策（空家対策を除く。）に関する事。

第 2 条生涯学習部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 文化財の保護に関する事。

第 2 条まちづくり推進部の項に次の 1 号を加える。

(9) 空家対策及び活用に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(亀岡市職員定数条例の一部改正)

2 亀岡市職員定数条例(昭和30年亀岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「525人」を「565人」に改め、同条第3号中「95人」を「65人」に改め、同条第8号中「75人」を「65人」に改める。

(亀岡市文化資料館条例の一部改正)

3 亀岡市文化資料館条例(昭和60年亀岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条第1項の表中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(亀岡市文化財保護条例の一部改正)

4 亀岡市文化財保護条例(昭和43年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第214号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第6条第1項中「亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条、第8条及び第10条から第12条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条を次のように改める。

(文化財保護審議会の設置)

第13条 法第190条第2項の規定に基づき、亀岡市文化財保

護審議会（以下「保護審議会」という。）を設置する。

第14条及び第15条中「保護委員会」を「保護審議会」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条及び第17条中「保護委員会」を「保護審議会」に改める。

第18条中「保護委員会」を「保護審議会」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 第5次亀岡市総合計画を着実に推進する体制を構築するため、市長公室、政策企画部、生涯学習部及びまちづくり推進部の分掌事務の一部について、再編整備を行うこと。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。